

葛城市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 仕様書

1 業務名称

葛城市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務目的

地方創生応援税制を利用した寄附を検討する企業（以下「寄附見込企業」という。）に葛城市地方創生事業への寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

3 業務内容

- (1) 寄附見込企業に対する葛城市寄附活用事業の紹介及び企業版ふるさと納税制度の説明
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び市に対する寄附見込企業の紹介
- (3) 寄附見込企業への寄附手続きの説明
- (4) その他葛城市の寄附獲得に資すると認められる支援

4 委託契約

- (1) 契約締結 受託候補者決定後、協議を経て契約を締結する。
- (2) 契約期間 契約締結の日から契約締結日の属する年度の末日まで

5 委託金額

- (1) 委託金額の算定は、成果報酬型によるものとし、申込書（様式第1号）に受託料率を示すこと。
受託者が葛城市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算定した委託金額を支払うものとする。
成果報酬型：寄附金額×受託料率（1円未満の単数は切り捨てとする。）
上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。
- (2) 受託料率は20%以下とする。
- (3) 業務内容に定める業務以外の寄附獲得に向けた独自の提案がある場合は、その限りではない
※独自の提案がある場合は、別途任意の様式で企画提案書を提出すること。ただし、独自の提案業務の実施については、本市と協議の上、本契約とは別途決定することとする。なお、本業務の実施と独自の提案業務の実施が不可分の関係にあり、独自の提案業務の実施が前提となる提案は不可とする。
- (3) 成果報酬の清算は3月末日までに受託者の活動によって行われた寄附を計算し、その2カ月を経過する月の末日までに支払うものとする。
- (4) 寄附見込企業への働きかけに係る費用（旅費、通信費、用紙代等）は、受託者負担とする。

6 秘密の保持

- (1)受託者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託者の承認を受け
ないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2)受託者は、業務従事者に(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3)委託者は、受託者が(1)及び(2)の規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、
受託者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4)(1)から(3)までの規定は、本業務に係る委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

7 個人情報の保護

- (1)受託者は、関係法令等を遵守し、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、
必要な措置を講じること。また、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務以外に使用し
てはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (2)本業務において収集したデータは適正に管理し、特に、個人情報の取り扱いについては、個
人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定及び特記事項に掲げる事項を
遵守しなければならない。

8 その他

- (1)本業務の詳細や工程等の管理については、委託者と十分に協議すること。
- (2)本業務に関する資料等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく公表、貸与、
複写及び他の目的に使用してはならないこととし、契約終了後も同様とする。
- (3)寄附を行うことの代償として、受託者が寄附企業に経済的利益を供与することを禁止する。
- (4)委託契約は葛城市契約規則の規定に基づき締結する。契約内容は委託者と協議の上、仕様書
に基づき決定する。
- (5)契約締結後、当該契約の履行期間中において、受託者が「葛城市企業版ふるさと納税マッ
チング支援業務受託候補者募集要項」に定める申込資格を満たさなくなった時は、契約の解除
を行うことができるものとする。
- (6)受託者は、委託者が指定する期日までに取組み実績（働きかけを行った企業、手段、時期、
寄附見込み金額）を報告すること。
- (7)寄附が集まらないことによるペナルティは設けない。
- (8)仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義の生じた事項については、双方協議のうえ
定めるものとする